

随意契約結果書

<p>物品等または役務の名称及び数量</p>	<p>阪神港におけるCONPASのサービス提供・運用業務 一式</p>
<p>契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地</p>	<p>支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 魚谷 憲 兵庫県神戸市中央区海岸通2-9</p>
<p>契約年月日</p>	<p>令和6年4月1日</p>
<p>契約の相手方の氏名及び住所</p>	<p>阪神国際港湾株式会社 兵庫県神戸市中央区御幸通8丁目1番6号</p>
<p>契約金額</p>	<p>¥56,749,000 (税込み)</p>
<p>予定価格</p>	<p>¥56,749,000 (税込み)</p>
<p>随意契約によることとした理由</p>	<p>本業務は、阪神港におけるCONPASのサービス提供・運用を行うものである。 阪神港におけるCONPASは、専用携帯端末を活用することによりその機能を発揮するものであり、円滑なCONPASの運用に向けては、システムの監視及び障害への迅速な対応を行うとともに、利用者からの問い合わせに対する適切な対応が必要不可欠である。 このため、専用携帯端末を活用した阪神港におけるCONPASの有する機能及びシステムなどについて熟知しているとともに、阪神港を利用する事業者（コンテナターミナル、海運貨物取扱業者、海上コンテナ輸送事業者）の業務内容を熟知しているなど、阪神港におけるCONPAS利用者への適切な支援を実施するための知見が必要であり、以下の要件を満たす者であることが必要不可欠である。</p> <p>①専用携帯端末を活用したCONPASのシステムを熟知し、阪神港におけるCONPAS利用者への適切な支援を実施するための知見を有していること</p> <p>阪神国際港湾株式会社は、阪神港におけるCONPASで使用される専用携帯端末を運用する者であり、その専用携帯端末を活用した阪神港におけるCONPASの有する機能及びシステムなどについて熟知しているとともに、阪神港の港湾運営会社であり阪神港を利用する事業者の業務内容に熟知しており、阪神港におけるCONPAS利用者への適切な支援を実施するための知見を有している。 以上のことから、阪神国際港湾株式会社は、上記①の要件を満たす者であり、本業務を実施できる唯一の者であると判断する。</p> <p>また、令和6年1月11日より令和6年1月31日までに行った、本業務の「参加意思確認書の提出を招請する公募」手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書の提出がなかったことから、同株式会社以外に上記の要件を満たす者が存在しないことが確認された。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、阪神国際港湾株式会社と随意契約をするものである。</p>
<p>備考</p>	